

## ケーススタディ File7

# 余命宣告されたクライアントに 託された債務の解消

## 一代物弁済の活用

佐藤 雄樹

株式会社Next BRANDING代表取締役

【さとう・ゆうき】 財関係不動産仲介会社で約6年半、上場企業や富裕層向けの不動産コンサルティングサービスをはじめ、会社更生、民事再生等の不良債権処理に従事。2011年(株)brands、2020年(株)Next BRANDINGを設立し、相続コンサルティングに特化したコンサルティングを提供。公認不動産コンサルティングマスター（相続対策専門士・不動産エバリュエーション専門士）、(一社)東京都相続相談センター理事。

### ●円満廃業して2年後の余命宣告

いつもご相談いただいている行政書士の先生からのご紹介でした。

ご相談者様（Aさん）は、75歳の女性。10年前に他界されたご主人様が経営されていた事業を継承されたようですが、蓋を開けて驚いたのは、ご主人様の事業は借金だらけで、火の車。当時は従業員も抱えていたようで、毎月の給料を支払うことがやっとの状態、役員報酬を捻出すると、キャッシュアウトしてしまうような状態でした。

すぐにでも事業を停止したい状態でしたが、従業員達の退職金を支払うこともできず、困り果てたAさんは、ご主人様と生前より親しくされており、ご主人様が恩人とおっしゃっていたBさんに資金繰りをはじめ、事業そのものについて相談に伺ったところ、Bさんから「ご主人には、生前、本当にお世話になったから。今、僕が左団扇で生活できているのは、ご主人にさんざん儲けさせてもらったからだよ。大したお礼はできないけど、当面の資金繰りが安定するように少しなら融通させてもらうよ。けど、これは、あくまでも個人的に融通させてもらうだけだから、うちの子供には、内緒ね」と3,700万円もの金額を個人的に融通してくださいました。

Bさんのおかげで、Aさんは、当時の従業員にも、僅かではありますが、退職金を手当てすることもでき、事業の方は細々と続け、なんとか会社の借金も返済ができた段階で、事業を停止し、誰にも迷惑をかけずに

廃業することができました。

それから2年が経過し、ようやく、Aさん自身も余生をゆっくと楽しもうと思った矢先、ご主人様の他界後の不摂生がたたったのか、どこかで感じてはいたものの、騙し騙し耐えていたものの、身体（膵臓）は癌に蝕まれ、既に手遅れのステージⅣの状態でした。抗がん剤の投与も考えられましたが、既に身体が抗がん剤に耐えきれない状態にあり、それも断念。医師からは、余命3ヶ月と宣告されました。

### ●子供に知られずに債務を解消したい

そんなとき、他界されたご主人様の相続に伴い、自身が事業主となられた時に、万が一があっては困るという思いから、遺言を作成された際に担当された行政書士の先生を思い出され、Aさんから次のような相談があったようです。

#### <相談内容>

- ・10年前にBさんが3,700万円を融通してくださったことは忘れていない
- ・Bさんも高齢になられているはずなので、Bさんがお元気な間に返済したい
- ・Aさんの資産は、金融資産は数百万円程度に築40年の2LDKのマンションのみ
- ・3人の子供達には、Bさんから融通してもらったことは教えていない
- ・Bさんに対する債務については、子供達に知られないように解消（返済）したい

相談を受けられた現状の資産内容だと、上記のAさ